

運営推進会議開催の手引き

荒尾市保健福祉部 保険介護課

介護保険係

1 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）とは

「運営推進会議（介護・医療連携推進会議）」とは「荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的としています。

2 運営推進会議の基準

運営推進会議には、活動状況等の報告又はサービスごとに示された開催回数を除き、具体的な議題内容を示す規定等はありません。

したがって、運営推進会議を事業所運営のためにどう役立て、地域関係者と一緒にどのようにこの仕組みを活用していくかを考えることが大切です。

事業所が運営推進会議で明確な目標を設定したり、地域との連携・ネットワーク構築を意識して会議への参加を依頼したりするなど、積極的な姿勢で取り組む必要があります。

3 対象サービスと開催回数

開催回数の基準はサービスごとに異なりますが、運営推進会議の設置及び開催は義務付けられており、実施されない場合は、**指導の対象（指定基準違反）になりますのでご注意ください。**

サービス種別	開催回数
<ul style="list-style-type: none">・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね 2月に1回以上
<ul style="list-style-type: none">・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	おおむね 6月に1回以上

※運営推進会議に代わって、「介護・医療連携推進会議」の開催となります。

関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません。

例えば、「身体拘束適正化検討委員会」は3月に1回以上の開催が必要です。この身体拘束適正化検討委員会と運営推進会議を一体的に開催しても差し支えありません。

ただし、その場合は、運営推進会議と身体拘束適正化検討委員会の議事録は、必ず個別に作成してください。



4 運営推進会議の構成員

構成員は以下のとおりです。①・②・③の出席は必須とします。

④「当該サービスの有識者」については、必要に応じて出席してください。

構成員	
必須	①利用者又は利用者の家族 ②地域住民の代表者(町内役員、民生委員、老人クラブの代表等) ③市町村職員
必要に応じて	④当該サービスの有識者

構成員の例

① 利用者又は利用者の家族

家族に代わり、利用者の後見人を選出することも可能です。

② 地域住民の代表者

事業所の近隣にお住まいの方、自治会・町内会・老人クラブなどの地域団体の方、民生委員、婦人会、商店会、幼稚園・学校関係者、NPO法人、介護相談員、配食ボランティアグループ、認知症サポーターなど。(役職や肩書き等は要しません)

④ 当該サービスの有識者

学識経験者である必要はありません。例えば、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わった経験があるなど、介護サービスについて知見を有する者として、客観的、専門的な立場から意見を述べる方が想定されます。

5 会議の日程通知について

出席調整の都合上、市への案内は、おおむね**2週間前**までにお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。案内通知については、郵送・FAX・メール等で送付をお願いします。

※前回の運営推進会議の資料に、次回のカイ催日時を記載している場合も、開催が近くなった2週間前までに再度、通知を出してください。

6 運営推進会議の役割

①情報提供機能（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）

事業所からの話題提供だけでなく、地域の側からの情報提供や、学習会の実施、新聞記事の紹介など、議題は多岐に及ぶ。利用者家族の悩みなどを地域住民が聞く場としても活用することができる。

②教育研修機能（スタッフの研修効果）

事業所のスタッフが企画・運営をすることにより、発想力やプレゼンテーション能力等を向上できる。また、会議の中で利用者の生活や支援の内容が話し合われることで、自らの業務の客観視と振り返りにつながる。

③地域連携・調整機能（行政機関等との連携）

会議を介して行政や地域包括支援センターとつながり、「相談し合う関係」を構築する。行政とは、指導する・指導されるといった関係だけでなく、お互いに地域の状況を把握し、新しい高齢者支援の施策を計画するための機会となる。

④地域づくり、資源開発機能

（安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上）

事業所の活動の振り返りと利用者家族のニーズの再発見、地域からの事業所の活動への理解と協働が促進される。地域のつながりを広げ、事業所が地域づくりの拠点としての役割を担っていくための成長の場になる。

⑤評価・権利擁護機能（事業所運営の透明性の確保）

会議においてヒヤリハットや事故の報告書を議題に挙げることで、参加者から率直な意見や、改善策に対する考えを提示してもらうなど、オープンなやりとりができるようになる。事業所にとっては、別の視点からの意見を聞くことが出来る貴重な機会となる。

参考：公益社団法人 日本認知症グループホーム協会「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業 報告書」

7 運営推進会議の議題の内容

事業所は、「運営推進会議に対しサービスの提供状況等を報告し、運営推進会議による評価を受け、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける」ことが義務付けられています。

事業所における運営や日々の活動内容、利用者の状態などを報告するとともに、会議の参加者から質問や要望、助言などについて気軽に発言できるよう努めてください。できる限り双方向的な会議になるように議題の設定をお願いします。

※下記に議題の例を記載します。ただしこれはあくまでの事例です。実際の報告事項や議題は、会議開催時の事業所における課題や会議出席者（構成員）の意見などを基に判断してください。

活動状況の報告についての例
<ul style="list-style-type: none">・ 事業所の運営方針や特色・ 運営状況（日々の活動内容、利用者数や平均介護度の推移など）・ サービス内容やレクリエーション等の取り組み・ 行事報告、今後の予定行事等・ 前回の会議において見出された課題・問題点等に対する（改善）状況
地域との連携等に関する議題の例
<ul style="list-style-type: none">・ 地域やボランティア団体等との連携及び協力、地域行事参加について・ 自治体や老人会、子ども会等との交流やイベントの共同開催・ 地域の課題及びその支援活動、社会参加の促進等・ 非常災害時の取り組み（避難訓練など）
事業所の運営に関する議題の例
<ul style="list-style-type: none">・ 要望や助言、議題や問題点等への対応、改善状況・ 苦情、事故、ヒヤリハット事例及び対応状況や再発防止策・ 研修その他従業者の資質向上のための取り組みの状況・ 人員体制や人事異動に関する事・ 感染症や食中毒等の予防・ 自己評価及び外部評価の結果及びその改善策・ 実地指導報告

8 運営推進会議の記録の作成・公表・保存について

当該会議での報告、評価、要望、助言等について記録（以下「議事録」という。）を作成することが義務付けられています。

会議に参加していないご家族や近隣の方がどのような会議であったかが分かるように議事録を作成し、公表してください。記録の公表方法については、事業所内の見やすい場所に提示するほかホームページへの掲載を行うなどしてください。公表にあたっては、その記録内容から**個人が特定できることのないよう個人情報**の取扱いには**十分注意**してください。また、会議の記録については、完結の日から**5年間保存**しなければなりません。

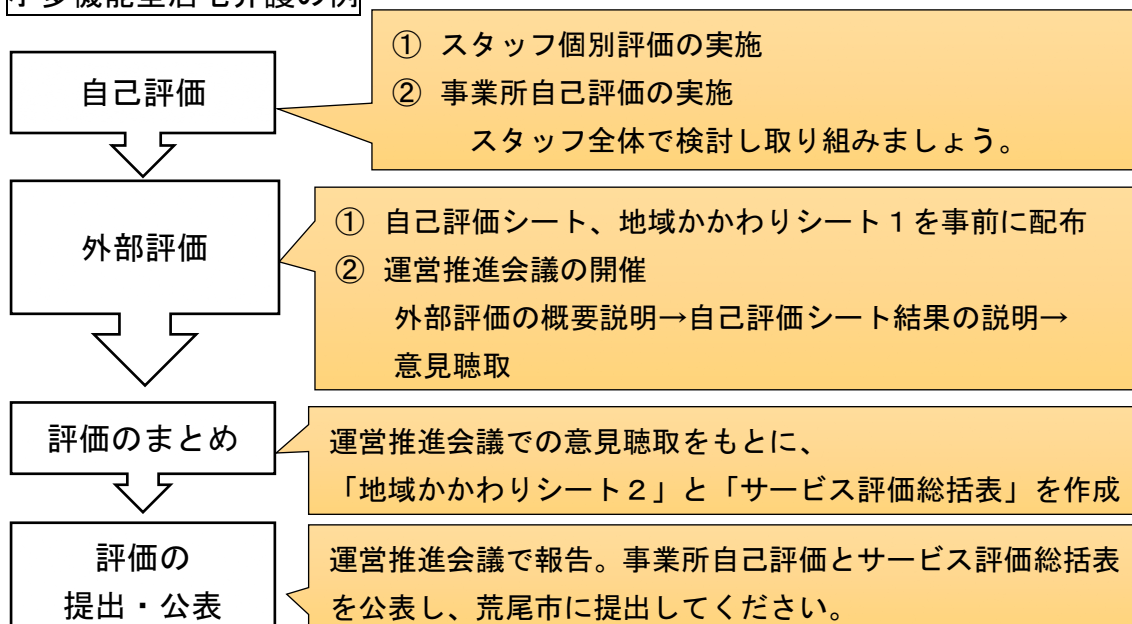
また市が議事録の提出を求めた際には、介護保険係にメール・FAX・直接、いずれかの方法で提出してください。

9 運営推進会議を活用した評価の実施について（外部評価について）

平成27年の介護保険制度改正により、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、外部評価機関による評価から、事業所による自己評価を運営推進会議（**単独開催に限る**）に報告し、そこで評価を受けるという方法に変更されました。

また令和3年度改正により、認知症対応型共同生活介護事業所についても、従来の外部評価機関による評価と運営推進会議（**単独開催に限る**）を活用した評価のいずれかの方法を選択できるようになりました。

小多機能型居宅介護の例



留意事項

- ・ 少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施すること。
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所に関して、外部評価を2年に1回とすることができる場合の要件の一つである「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことについては、運営推進会議における評価を行った場合は、継続年数に算入することは**できない**こと。

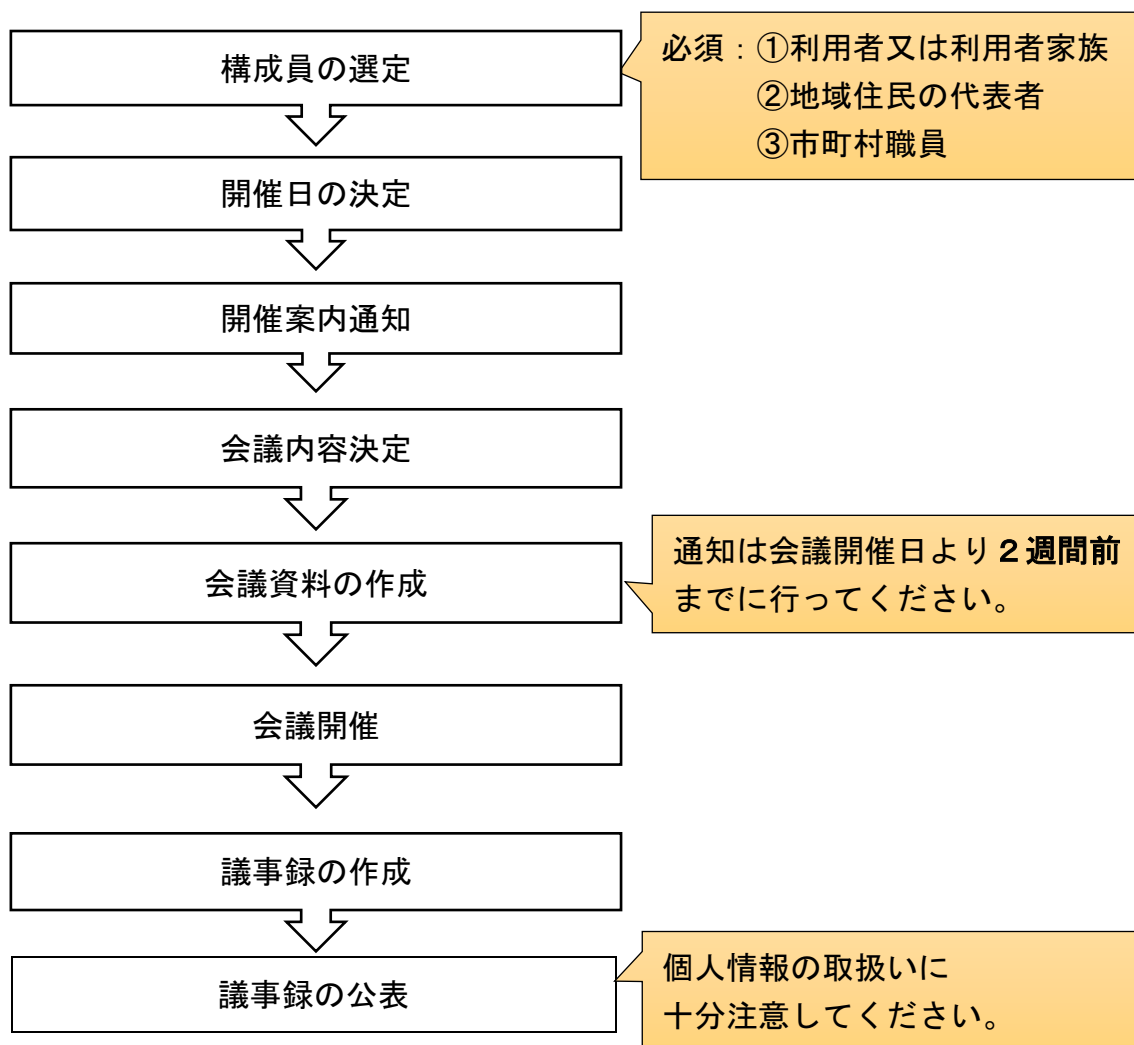
10 書面開催について

感染症の状況などにより、やむを得ず運営推進会議を書面開催する場合、以下の通りに実施してください。

書面開催については、対面開催と異なり、事業所の取組状況や課題等をすべて資料で構成員に伝える必要があります。このため、対面開催等で配布している資料をそのまま用いるのではなく、相手に伝わりやすい資料作りを心掛けてください。

事業所からの一方的な情報伝達のみにならないように、対面開催と同じく活動報告等に対して書面で意見・質問を受け付け、出された意見等には書面で回答してください。その後、議事録を作成してください。

1 1 運営推進会議の流れについて



運営推進会議を通じて、事業所を地域の方々に広く知っていただく機会と捉え、開催していただきますようお願いします。

